

鳥取県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進について

第1期国民健康保険運営方針においては、糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定することとし、平成30年12月に策定したところ。(県、県医師会、県糖尿病対策推進会議策定)

今後、このプログラムの更なる推進を図るため、保険者、プログラム策定団体以外の医療関係者の役割を明確化し、併せて、国保運営方針においても、役割の明確化 等を検討。

【第1期方針（抜粋）】

医療に要する費用の適正化の取組

⑤生活習慣病に係る重症化予防

高血圧や脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病を発症した場合には、継続的に医療機関を受診し、適切な治療を受けることが重症化を予防するためにも必要となります。県では、今後、「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定するとともに、医師会等の関係団体と連携するなど市町村の取組に対する協力体制を構築します。

1 プログラムの概要

本県における糖尿病対策を推進するために、医師会・糖尿病対策推進会議等と連携しながら「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を平成30年12月に策定した。

この中で保険者や県、医師会等の役割を明確にしながら、対象者の抽出方法や受診勧奨・保健指導などの介入方法、かかりつけ医等との連携方法などを示して、今後、具体的に取組を進めることとした。

(1) 策定の目的

本プログラムは、

- ①糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関への未受診者や治療中断者について、各医療保険者からの適切な受診勧奨によって医療に結びつける
- ②糖尿病腎症等で通院する患者のうち重症化するリスクの高い者等に対して、医療機関と連携して保健指導による糖尿病管理を行う

ことで、腎不全・人工透析への移行を防止又は移行を遅らせることを目的として、策定するもの。

(2) プログラムの性格

本プログラムは、県内の各保険者による全県的な展開を目指して、標準的な取組方策を示すもので、各保険者の状況に応じて柔軟に対応することが可能であり、既存の取組を尊重する。

(3) 関係者の役割

区分	主な役割
保険者の役割	○健診やレセプトデータ等により、地域の健康課題等を分析し、地区医師会等と協議しながら、受診勧奨や保健指導などの対策を立案する。 ○事業実施、結果評価を行い、PDCAサイクルに基づき、次の事業展開を図る。
県の役割	○各保険者の円滑な事業実施を支援するため、県医師会や県糖尿病対策推進会議等と、県内の取組状況を共有し、課題、対応等を検討する。
医師会の役割	○会員等に対し、県や各保険者が行う糖尿病性腎症重症化予防等の取組を周知する。 ○各保険者とかかりつけ医や専門医との連携強化など、必要な体制の構築に努める。
糖尿病対策推進会議の役割	○糖尿病性腎症重症化予防に係る県や保険者の取組を構成団体へ周知するとともに、医学的・科学的観点から取組への助言を行う

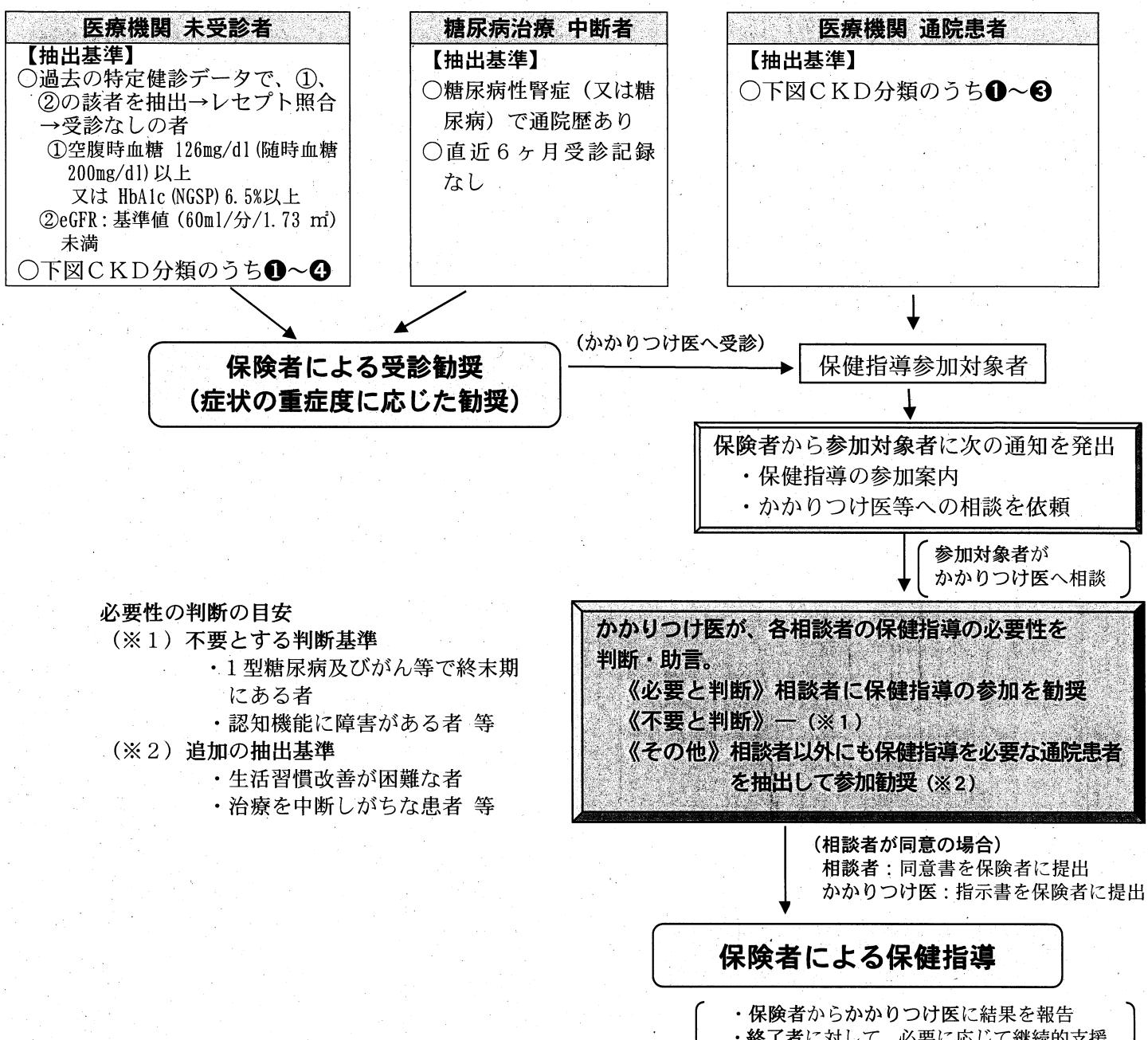
(4) 対象者の抽出や介入の流れ

裏面のとおり

(5) その他

- かかりつけ医と専門医が十分連携を図る必要性があり、紹介、逆紹介の目安を示す。
- プログラムに基づく受診勧奨、保健指導の実施に基づく評価を行う。

県糖尿病性腎症重症化予防プログラム フロー図（要約）



【CKD重症度分類】

【原疾患】 糖尿病、高血圧、腎炎、多発性囊包腎、腎移植、不明、その他			尿たんぱくステージ	A1	A2	A3
eGFR 区分 (mL/分 /1.73 m ²)	病期ステージ	1期	≥90	正常または高値	①	②
		2期	60～89	正常または軽度低下	①	②
		3期 a	45～59	軽度 ～中等度低下	①	②
		3期 b	30～44	中等度 ～高度低下	②	③
		4期	15～29	高度低下～ 糖尿病者は腎不全	③	③
		5期	≤15	末期腎不全	④	④

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について

1 経緯

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)が公布(5月22日)され、次の事項が規定された。

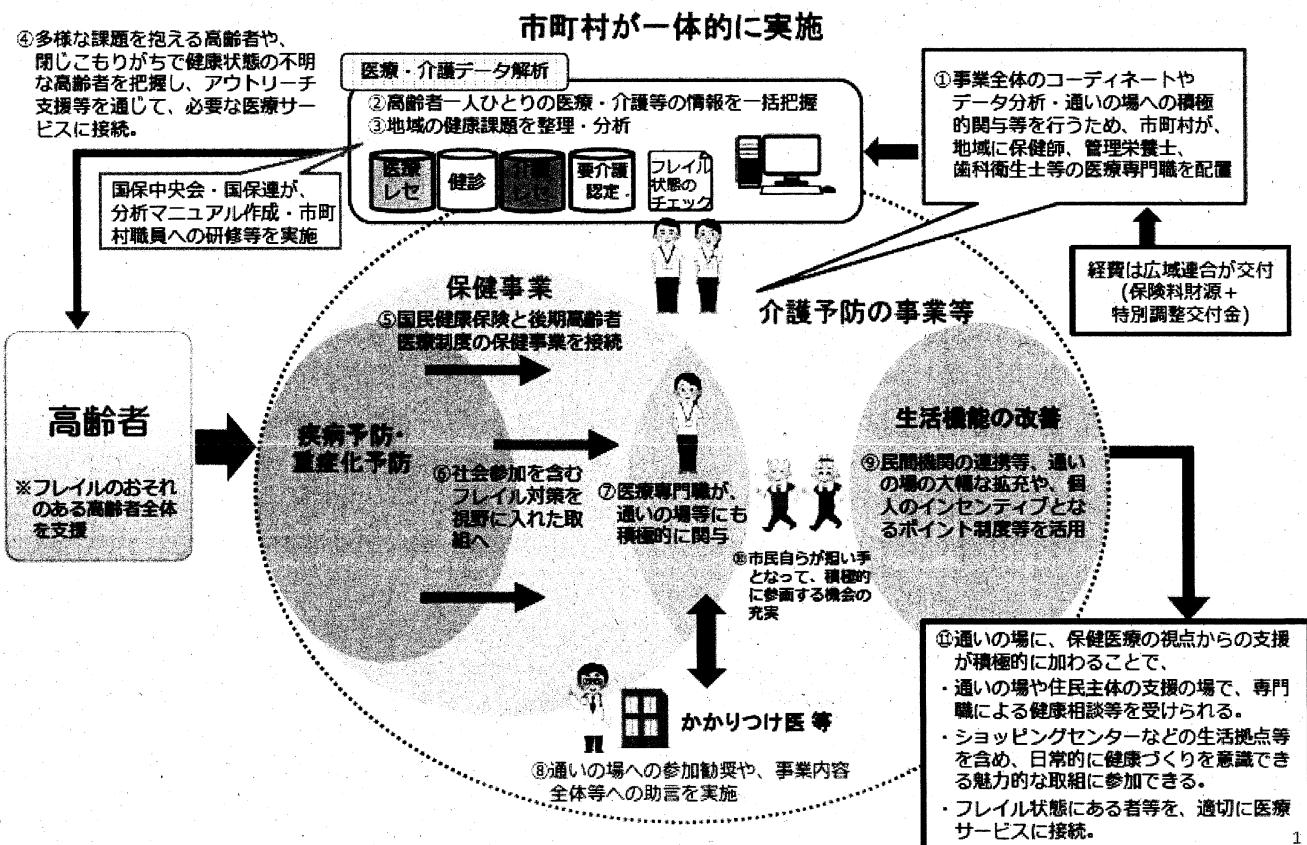
- ① 後期高齢者に対する保健事業を市町村が介護保険の地域支援事業等と一緒に実施できるよう、国、広域連合、市町村の役割を規定。
- ② 市町村において、後期高齢者の医療・検診・介護情報等を一括して把握できるよう規定を整備。

2 改正法施行までの作業等

改正法が施行される令和2年4月1日までに、市町村は広域連合が定める広域計画に基づき、実施体制を整備。

- ① 国保と後期高齢者の保健事業の接続(現状は、75歳で断絶)
- ② フレイル状態に着目した疾病予防の取組
- ③ 事業全体のコーディネートやデータ分析を行う専門職の配置(保健事業と介護事業の一体的な実施)
- ④ 介護保険制度における支援メニューの拡充
 - ・一般介護予防事業(住民主体の通いの場)
 - ・介護予防・生活支援サービス事業(訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービス(配食等)、生活支援事業(ケアマネジメント)) 等

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(市町村における実施のイメージ図)



高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン第2版

(令和元年10月厚生労働省保険局高齢者医療課)(抜粋)

9 国保保健事業と高齢者保健事業との接続

事業実施に当たっては、フレイルのおそれのある高齢者全体を支援するために、国民健康保険保健事業と高齢者保健事業を接続して実施できるようにする。

高齢者の健康状態は、非常に個人差が大きく、前期高齢者であってもフレイルのおそれのある者、重症化予防等の取組の対象となっている者もいる。高齢者への訪問指導等を行う際には、国民健康保険加入時等、後期高齢者医療制度加入前の情報を活用しながら行なうことが望ましい。また、国民健康保険加入時に、重症化予防事業の対象となっていた人については、後期高齢者医療制度の被保険者となり、事業の対象としてフォローされなくなってしまうこともあるが、高齢者本人や地域の関係機関にとって年齢で事業が区切られることは適切ではない。前期高齢者からの健康づくり・予防活動が重要であり、そのためにも、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した場合でも、保健指導の記録を適切に後期高齢者の保健事業の担当者に引き継ぐことが望まれる。また、国民健康保険保健事業と後期高齢者の保健事業での連続的な取組が実施できるよう、重症化予防事業等については、現状分析の方法から事業実施体制や方法について国民健康保険保健事業との十分な調整のもと同一組織で実施したり、国民健康保険保健事業での事業参加者についても後期高齢者医療制度へ加入後においてもフォローを行っていくことも求められる。

また、後期高齢者医療側のデータ分析結果等を国民健康保険保健事業側にも提示することにより、国保側での取組の成果が見えることになり、互いの協働の必要性を理解できるようになる。

報告事項2 参考資料5

他の保険制度との連携について

(市町村と協会けんぽとの取組)

○県内市町村は、全国健康保険協会(協会けんぽ)鳥取支部と、健康づくりの推進に向けた包括的な連携に関する協定等を締結済。

この協定に基づき、各市町村は、協会けんぽと健康づくりの推進に向けた取組みを実施しているところ。

○今後、市町村ごとの健康づくりの仕組みを一層推進するためには、協会けんぽを中心とした他の保険との連携を深めるのが重要。

○県は、県交付金において、他の保険者等(国民健康保険組合、被用者保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合を含む。)と共同して行う事業への支援(助成率:事業費の1/2)することとしている。

1 協会けんぽと市町村との連携・協力事項

- ① 特定健康診査やがん検診の受診促進の取組みに関すること。
- ② 生活習慣病患者（予備群含）などの早期治療の勧奨に関すること。
- ③ 医療費、特定健康診査などの結果分析を共有することによる健康課題の解明とその対策に関するこ
と。
- ④ その他、広報連携、各種施策連携等、協定の目的を達成するために必要な事項に関するこ
と。

2 取組みの例

加入している健康保険の種類ごとに、どの健診を受ければよいかわかるリーフレットを市町村と共同で作成。（19市町村すべてで作成済）

ー人ひとりが元気で樂しく暮らせるまち

鳥取市 健診セミナー

2019年度 鳥取市 健診（検診）の受け方

健診期間 7月1日～2月末日 （特定健診・がん検診無料クーポン券の人は6月1日～）

受け方 ①医療機関で受ける…受診券に記載の医療機関に直接ご予約ください。

②集団健診で受ける…下記の日程や市報、ホームページに掲載している日程からご希望に合わせてお申し込みください。ネット予約も可能です。（平日日程の肺・大腸がん検診は予約不要です。）

必要物品 特定健診・各種がん検診券又は無料クーポン券、特定健診は保険証も必要です。

* 年度内に鳥取市国保人間ドックを受ける方は、特定健診・胃・肺・大腸がん検診を同一年度内に重複して受けることはできません。

集団健（検）診の日程

集団健診のネット予約はこちら⇒



※地区公民館の日程や休日健（検）診の日程は市報や支所だより、ホームページに掲載します。

電話の予約先：鳥取市健診推進室 0857-20-0320

健（検）診の種類	月 日(曜日)	受付時間	会 場
特定健診	7月24日(水)		鳥取市役所 駅 南庁舎
肝炎ウイルス検査	9月11日(水)		
胃がん(バリウム)検診	10月16日(水)	8:30～10:00	
肺がん検診	10月25日(金)		特定・胃がん・乳がん検診は 子宮頸がん・乳がん検診は 予約制です。 事前にご予約ください。
大腸がん検診	11月26日(火)		
子宮頸がん検診	12月18日(水)		
乳がん検診	1月17日(金)		
乳がん検診	2月7日(金)	13:30～14:30	鳥 取 県 保健事業団 (富安健診センター)
	2月21日(金)		

健康を維持すれば
いくつになっても
どこへでも行けます。

～健診（検診）の際の注意事項～

●自覚症状がある場合は、医療機関の受診をお勧めします。

●午前中に特定健診・胃がん検診を受ける場合は、前夜9時以降、絶食・禁煙・禁酒です。

●また、午後に特定健診・胃がん検診を受ける場合は、当日朝6時以降、絶食・絶飲・禁煙です。

●薬を使用中の人には、主治医とよく相談してください。

[対象外] 子宮頸がん検診…子宮全て摘出する手術を受けた人
乳がん検診…妊娠中又は妊娠の可能性がある、授乳中、豊胸術等や心臓ペースメーカーを装着している人
胃がん検診…胃全て摘出する手術を受けた人

健診（検診）の受け方

①医療機関で受ける場合⇒希望の医療機関へ直接お電話で予約

②集団健診で受ける場合⇒鳥取市健診推進室 0857-20-0320へ
お電話又はネット予約もできます。

ネットは「鳥取市健診」で検索！
こちらから⇒



生活習慣病やがんを早期に発見し、予防するためにも
『特定健診』と『がん検診』のダブル受診を!!

全国健康保険協会 鳥取支部
協会けんぽ

0857-25-0054



SUGONISAGI

鳥取市 健診推進室
0857-20-0320

